

令和7年2月13日

関係者 各位

公開質問状に対する回答書

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社F J ネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年2月9日付けの公開質問状に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。
草々

記

1 質問1から質問4について

株式会社F J ネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、回答の必要性がないものと判断いたしますので、回答を控えさせていただきます。その理由についても同様です。

2 質問5について

株式会社F J ネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、土壤汚染の調査は、現段階では、近隣住民の皆様からの要望を受け、念のため行うものであり、本件対象地上での2時間程度の説明会により、説明会参加者に健康被害の可能性があるとは認識しておりません。

3 質問6について

上記第2項において、回答したとおりであり、株式会社F J ネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、諸般の事情を総合的に考慮した結果、本件会場での説明会の実施を決定したものであり、適切であるものと判断しております。

4 質問7について

上述したとおり、株式会社F J ネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、諸般の事情を総合的に考慮した結果、本件会場での説明会の実施を決定したものであり、適切であるものと判断しております。

5 質問8について

株式会社FJ ネクストから宅地審査課の担当者に対し、令和7年2月6日に、伝えております。

6 質問 9 について

横浜市開発事業の調整等に関する条例第 11 条の「説明会」について、横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則第 6 条第 2 項にご指摘の規定があるものと認識しております。

7 質問 10 について

株式会社 F J ネクスト及び三信住建株式会社並びに当職らとしては、本件会場が横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則第 6 条 2 項の定める「参加しやすい日時及び場所」に該当しないものとは考えておりません。

8 質問 11 について

当職らは、「上記の様々な事情を検討することなく、ただ単に、建築主らから、開発事業の説明会の一方的な開催通知の案内書の作成・発送業務のみを受任した」ものではありません。

以上